

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年4月21日
【四半期会計期間】	第63期第1四半期(自平成20年12月1日至平成21年2月28日)
【会社名】	ヤマト インターナショナル株式会社
【英訳名】	YAMATO INTERNATIONAL INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 盤若 智基
【本店の所在の場所】	大阪市中央区博労町二丁目3番9号
【電話番号】	大阪(6267)7382番(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 高橋 俊輔
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区平和島五丁目1番1号
【電話番号】	東京(5493)5629番(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 高橋 俊輔
【縦覧に供する場所】	ヤマト インターナショナル株式会社 東京本社 (東京都大田区平和島五丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年4月14日に提出した第63期第1四半期(自平成20年12月1日至平成21年2月28日)四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

3 財政状態及び経営成績の分析

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

3【財政状態及び経営成績の分析】

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

(訂正前)

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(訂正後)

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、平成19年3月23日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)を決定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策(以下「買収防衛策」といいます。)の導入を決定いたしました。

当該買収防衛策の当初の有効期間は、平成20年2月26日開催の定時株主総会の終結の時までとしており、当該定時株主総会において当該買収防衛策に関する株主の皆様のご意思を確認させていただきましたところ、賛成多数により承認可決されましたので、当該定時株主総会終了後開催された当社取締役会において買収防衛策の継続を決定いたしました。

基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

不適切な支配の防止のための取組み

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上または確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が当社の本源的な企業価値と比べて妥当か否か、を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する取締役会としての意見を独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら慎重に検討したうえで開示いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールにしたがって行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の向上または確保に合致すると考え、大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、前述の会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた買収防衛策を導入することといたしました。

当該買収防衛策においては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、例外的に対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役並びに社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に対抗措置をとる場合は、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、十分検討したうえで対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

当該買収防衛策の有効期限は平成22年2月に開催される定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとします。ただし、本定時株主総会において当該買収防衛策の継続について株主の皆様のお諮りする予定であり、本定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本定時株主総会終了後速やかに廃止します。

本定時株主総会で株主の皆様にお諮りする当該買収防衛策の有効期間は2年間（平成24年2月に開催予定の定時株主総会終結時まで）とし、以降、当該買収防衛策の継続（一部修正したうえでの継続を含む）については2年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

また、当該買収防衛策の廃止は、本定時株主総会により承認された後であっても、株主総会において廃止する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

(ア) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

当該買収防衛策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(イ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

当該買収防衛策は、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(ウ) 合理的な客観的発動要件の設定

当該買収防衛策は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(エ) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当該買収防衛策における対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(オ) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成20年2月26日開催の定時株主総会終了後開催された当社取締役会において、当該買収防衛策の継続を決定致しましたが、有効期間は平成22年2月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までと限定されており、本定時株主総会において、当該買収防衛策に関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、議案としてお諮りする予定です。その定時株主総会において、当該買収防衛策の導入の決議がなされなかった場合には、当該決議に従うよう速やかに廃止されることになり、その意味で、当該買収防衛策の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとっております。

(カ) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

当該買収防衛策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、当該買収防衛策を廃止することが可能です。したがって、当該買収防衛策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、当該買収防衛策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。